

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年11月8日

【四半期会計期間】 第154期第2四半期(自 2019年7月1日 至 2019年9月30日)

【会社名】 日本碍子株式会社

【英訳名】 NGK INSULATORS, LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大島 卓

【本店の所在の場所】 名古屋市瑞穂区須田町2番56号

【電話番号】 052(872)7171番

【事務連絡者氏名】 執行役員 財務部長 神藤 英明

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目4番1号
丸の内ビルディング25階
日本碍子株式会社 東京本部

【電話番号】 03(6213)8855番

【事務連絡者氏名】 東京総務グループ マネージャー 三枝 秀樹

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第153期 第2四半期 連結累計期間	第154期 第2四半期 連結累計期間	第153期
会計期間		自 2018年4月1日 至 2018年9月30日	自 2019年4月1日 至 2019年9月30日	自 2018年4月1日 至 2019年3月31日
売上高	(百万円)	228,163	219,766	463,504
経常利益	(百万円)	34,234	29,679	64,410
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益	(百万円)	24,705	21,244	35,506
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	32,002	5,967	31,164
純資産	(百万円)	498,175	487,196	489,245
総資産	(百万円)	867,467	864,732	863,636
1株当たり四半期(当期)純利益	(円)	76.78	66.02	110.35
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	(円)	76.66	65.91	110.17
自己資本比率	(%)	56.0	55.1	55.3
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	32,655	27,399	61,224
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	51,765	39,095	109,743
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	8,905	6,172	3,564
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	160,841	115,555	123,984

回次		第153期 第2四半期 連結会計期間	第154期 第2四半期 連結会計期間
会計期間		自 2018年7月1日 至 2018年9月30日	自 2019年7月1日 至 2019年9月30日
1株当たり四半期純利益	(円)	40.08	30.55

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の状況

当第2四半期連結累計期間における日本経済は、雇用や所得環境の改善から緩やかな回復基調が続きました。海外では、米国を中心に回復基調が続いた一方、中国では経済成長率の伸びが鈍化するなど景気に減速傾向がみられました。

当社グループにおきましては、電力関連事業では、国内電力会社の設備投資抑制や海外での競合激化を背景にがいの需要が減少したほか、N A S®電池の出荷も低調に推移いたしました。セラミックス事業では、世界的な乗用車販売台数減を背景に自動車排ガス浄化用触媒担体（ハニセラム）の出荷が減少したものの、欧州や中国の排ガス規制強化に伴いガソリン乗用車用G P F（ガソリン・パティキュレート・フィルター）やセンサー等の物量が増加しました。エレクトロニクス事業では、米中貿易摩擦による市況回復の遅れから、ベリリウム銅展伸材や産業機器装置向けノイズフィルタの物量が減少しました。プロセステクノロジー事業では、半導体メーカーの設備投資抑制を背景に半導体製造装置用製品の物量が減少したほか、電子・電子材料メーカーの設備投資抑制やリチウムイオン電池正極材用焼成炉の競合激化により加熱製品の販売が減少しました。

これらの結果、当第2四半期連結累計期間の売上高は、前年同期比3.7%減の2,197億66百万円となりました。利益面では、売上高の減少に加え、減価償却費の増加等により営業利益は前年同期比11.4%減の316億43百万円、経常利益は同13.3%減の296億79百万円となりました。親会社株主に帰属する四半期純利益は、法人税等還付税額を計上した一方、税金等調整前四半期純利益の減少により同14.0%減の212億44百万円となりました。

セグメント別には、電力関連事業では売上高は前年同期比14.7%減の206億31百万円、営業損益は24億18百万円の営業損失（前年同期は31億19百万円の営業損失）、セラミックス事業では売上高は同4.5%増の1,281億85百万円、営業利益は同7.2%増の309億32百万円、エレクトロニクス事業では売上高は同6.6%減の282億72百万円、営業利益は同35.3%増の4億21百万円、プロセステクノロジー事業では売上高は同16.0%減の440億98百万円、営業利益は同72.1%減の26億99百万円となりました。

(2) 財政状態の状況及びキャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末の資産合計は、前連結会計年度末に比べて10億96百万円増加の8,647億32百万円となりました。これは主として有価証券や現金及び預金、受取手形及び売掛金が減少した一方で、有形固定資産、たな卸資産が増加したことによるものであります。

負債合計は、前連結会計年度末に比べて31億44百万円増加の3,775億35百万円となりました。これは主として長期借入金が増加したことによるものであります。

また、純資産合計は、利益剰余金が増加したものの為替換算調整勘定やその他有価証券評価差額金が減少し、前連結会計年度末に比べ20億48百万円減少の4,871億96百万円となりました。

当第2四半期連結累計期間におけるキャッシュ・フローの状況は、営業活動による273億99百万円の収入、投資活動による390億95百万円の支出、財務活動による61億72百万円の収入となりました。

[営業活動によるキャッシュ・フロー]

当第2四半期連結累計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、たな卸資産の増加による支出や法人税等の支払いがあったものの、税金等調整前四半期純利益285億53百万円に減価償却費を加え、合計では273億99百万円の収入となりました。前年同期との比較では、52億56百万円の収入減となりました。

[投資活動によるキャッシュ・フロー]

当第2四半期連結累計期間の投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却及び償還による収入の一方、有形固定資産や有価証券の取得などから合計では390億95百万円の支出となりました。前年同期との比較では、126億70百万円の支出減となりました。

[財務活動によるキャッシュ・フロー]

当第2四半期連結累計期間の財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払いや長期借入金の返済による支出の一方、長期借入れによる収入などから合計で61億72百万円の収入となりました。前年同期との比較では、27億33百万円の収入減となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間の当社グループ全体の研究開発費は106億38百万円であり、この中には当社グループ外部からの受託研究にかかわる費用3億75百万円が含まれております。なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	735,030,000
計	735,030,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (2019年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2019年11月8日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	327,560,196	327,560,196	東京証券取引所 名古屋証券取引所 各市場第一部	単元株式数 100株
計	327,560,196	327,560,196	-	-

(注) 「提出日現在発行数」欄には、2019年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権(ストックオプション)は、次のとおりであります。

第15回新株予約権

決議年月日	2019年6月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 9 当社執行役員(取締役兼務執行役員を除く) 15
新株予約権の数(個)	61 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	61,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	自 2019年7月10日 至 2049年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

新株予約権の発行時(2019年7月9日)における内容を記載しております。

- (注) 1. 各新株予約権の目的である株式の数は、1,000株とする。
2. 新株予約権発行後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。
また、当社が合併、会社分割、株式交換、または株式移転を行う場合、当社普通株式の無償割当てを行う場合、その他上記の各新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める調整を行うことができる。
なお、上記調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員(以下、「取締役等」という。)のいずれの地位をも喪失した日の翌日から起算して1年が経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から、同じく6年を経過する日または2049年6月30日のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
前記にかかわらず、2048年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、2048年7月1日以降新株予約権を行使できるものとする。
新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
新株予約権者が新株予約権を喪失または放棄することなく死亡した場合の新株予約権の取扱いについては、以下のとおりとする。
ア. 新株予約権者が新株予約権を喪失または放棄することなく死亡した場合
当社の退職金規定に定める遺族が新株予約権を承継する(以下、「権利承継者」という。)ものとする。
イ. 権利承継者が新株予約権を行使することが出来る期間は、次のとおりとする。
() 新株予約権者が取締役等の地位を喪失する前に死亡した場合
死亡日を地位喪失日とし、新株予約権の行使期間ならびに上記4. および に基づき、新株予約権者が生存していれば権利行使できたであろう期間
() 新株予約権者が取締役等の地位を喪失した後に死亡した場合
新株予約権の行使期間ならびに上記4. および に基づき、新株予約権者が生存していれば権利行使できたであろう期間
ウ. 遺族が存在しない場合、または権利行使期間中に遺族の全員が死亡した場合、新株予約権は自動的に消滅する。
5. 当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点に

において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社の株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記〈新株予約権の目的となる株式の数〉に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後出資金額に当該各新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後出資金額は、交付される各新株予約権を行使することにより発行または移転される再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（注）3 に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合、または再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合であって、再編対象会社の取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。

その他の新株予約権の行使の条件

上記〈新株予約権の行使の条件〉に準じて決定する。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2019年7月1日～ 2019年9月30日	-	327,560	-	69,849	-	70,135

(5)【大株主の状況】

2019年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所 有株式数の割合 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	40,661	12.63
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	29,479	9.16
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	21,695	6.74
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町1-13-1	21,457	6.66
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	7,204	2.23
全国共済農業協同組合連合会	東京都千代田区平河町2-7-9	6,299	1.95
ジェーピー モルガン チェース バンク 380055 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	270 PARK AVENUE, NEW YORK, NY 10017, U.S.A. (東京都港区港南2-15-1)	6,179	1.92
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	東京都中央区晴海1-8-11	4,887	1.51
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿1-28-1	4,387	1.36
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口7)	東京都中央区晴海1-8-11	4,378	1.36
計	-	146,631	45.56

- (注) 1. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口7)の所有株式数は、各行の信託業務に係る株式数であります。
2. 当社は、自己株式5,729千株を保有しておりますが、当該株式には議決権がないため、上記大株主から除いております。
3. 2019年5月14日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書に係る変更報告書において、株式会社三菱UFJ銀行及び共同保有者3社が2019年5月7日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年9月30日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は、株主名簿上の所有株式数に基づき記載しております。
- なお、その大量保有報告書に係る変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	株券等保有割合 (%)
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	8,748	2.67
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1-4-5	15,738	4.80
三菱UFJ国際投信株式会社	東京都千代田区有楽町1-12-1	4,298	1.31
エム・ユー投資顧問株式会社	東京都千代田区神田駿河台2-3-11	615	0.19
計	-	29,399	8.98

4. 2019年6月19日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書に係る変更報告書において、ノムラ イン

ターナショナル ピーエルシー及び共同保有者1社が2019年6月14日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年9月30日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は、株主名簿上の所有株式数に基づき記載しております。
なお、その大量保有報告書に係る変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	株券等保有割合 (%)
ノムラ インターナショナル ピーエルシー (NOMURA INTERNATIONAL PLC)	1 Angel Lane, London EC4R 3AB, United Kingdom	460	0.14
野村アセットマネジメント株式会社	東京都中央区日本橋1-12-1	23,091	7.05
計	-	23,552	7.19

5. 2019年7月4日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及び共同保有者1社が2019年6月28日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年9月30日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は、株主名簿上の所有株式数に基づき記載しております。
なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	株券等保有割合 (%)
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	東京都港区芝公園1-1-1	7,142	2.18
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂9-7-1	9,344	2.85
計	-	16,487	5.03

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2019年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 5,729,400	-	単元株式数は100株であります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 321,617,700	3,216,177	同上
単元未満株式	普通株式 213,096	-	-
発行済株式総数	327,560,196	-	-
総株主の議決権	-	3,216,177	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式2,000株が含まれております。
また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数20個が含まれております。

【自己株式等】

2019年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
日本碍子株式会社	名古屋市瑞穂区須田町2番56号	5,729,400	-	5,729,400	1.75
計	-	5,729,400	-	5,729,400	1.75

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（2019年7月1日から2019年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2019年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	97,133	89,863
受取手形及び売掛金	106,413	99,149
有価証券	67,029	54,020
たな卸資産	1 148,031	1 160,661
その他	24,886	23,127
貸倒引当金	124	121
流動資産合計	443,370	426,700
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	94,934	101,931
機械装置及び運搬具（純額）	135,880	151,677
その他（純額）	95,247	94,920
有形固定資産合計	326,061	348,529
無形固定資産	3,700	3,477
投資その他の資産		
投資有価証券	69,860	64,692
その他	20,790	21,635
貸倒引当金	147	303
投資その他の資産合計	90,503	86,024
固定資産合計	420,265	438,031
資産合計	863,636	864,732

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2019年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	51,353	47,179
短期借入金	4,230	6,136
1年内返済予定の長期借入金	29,198	28,359
未払法人税等	2 11,731	2 11,411
N A S 電池安全対策引当金	2,029	1,813
競争法関連損失引当金	1,177	1,177
その他	48,065	44,135
流動負債合計	147,786	140,213
固定負債		
社債	25,000	25,000
長期借入金	170,994	181,434
退職給付に係る負債	20,934	21,065
その他	9,675	9,822
固定負債合計	226,604	237,322
負債合計	374,391	377,535
純資産の部		
株主資本		
資本金	69,849	69,849
資本剰余金	71,978	71,946
利益剰余金	343,323	356,523
自己株式	12,122	12,016
株主資本合計	473,029	486,303
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	21,260	18,330
繰延ヘッジ損益	136	14
為替換算調整勘定	11,056	23,212
退職給付に係る調整累計額	5,580	5,286
その他の包括利益累計額合計	4,486	10,182
新株予約権	923	915
非支配株主持分	10,805	10,160
純資産合計	489,245	487,196
負債純資産合計	863,636	864,732

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自2018年4月1日 至2018年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自2019年4月1日 至2019年9月30日)
売上高	228,163	219,766
売上原価	156,717	151,539
売上総利益	71,445	68,227
販売費及び一般管理費	¹ 35,711	¹ 36,583
営業利益	35,733	31,643
営業外収益		
受取利息	362	267
受取配当金	650	706
為替差益	495	-
デリバティブ評価益	-	103
その他	391	576
営業外収益合計	1,900	1,653
営業外費用		
支払利息	1,342	1,473
持分法による投資損失	622	558
為替差損	-	394
デリバティブ評価損	738	-
その他	694	1,191
営業外費用合計	3,398	3,617
経常利益	34,234	29,679
特別利益		
固定資産売却益	37	193
投資有価証券売却益	35	311
特別利益合計	73	505
特別損失		
固定資産処分損	234	277
減損損失	² 1,462	² 1,353
競争法関連損失引当金繰入額	178	-
特別損失合計	1,875	1,631
税金等調整前四半期純利益	32,433	28,553
法人税、住民税及び事業税	6,779	8,013
法人税等還付税額	-	³ 425
法人税等調整額	902	80
法人税等合計	7,682	7,668
四半期純利益	24,750	20,885
非支配株主に帰属する四半期純利益又は 非支配株主に帰属する四半期純損失()	45	359
親会社株主に帰属する四半期純利益	24,705	21,244

【四半期連結包括利益計算書】
 【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自2018年4月1日 至2018年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自2019年4月1日 至2019年9月30日)
四半期純利益	24,750	20,885
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,271	2,931
繰延ヘッジ損益	43	129
為替換算調整勘定	5,376	12,354
退職給付に係る調整額	681	224
持分法適用会社に対する持分相当額	120	14
その他の包括利益合計	7,252	14,917
四半期包括利益	32,002	5,967
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	31,808	6,575
非支配株主に係る四半期包括利益	193	607

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	32,433	28,553
減価償却費	17,151	18,866
減損損失	1,462	1,353
受取利息及び受取配当金	1,013	973
支払利息	1,342	1,473
売上債権の増減額（は増加）	7,497	4,314
たな卸資産の増減額（は増加）	14,529	16,295
その他の流動資産の増減額（は増加）	920	1,911
仕入債務の増減額（は減少）	1,014	3,797
その他の流動負債の増減額（は減少）	759	2,933
その他	2,714	2,856
小計	44,363	35,327
利息及び配当金の受取額	1,038	956
持分法適用会社からの配当金の受取額	217	232
利息の支払額	1,479	1,565
法人税等の支払額	11,484	7,552
営業活動によるキャッシュ・フロー	32,655	27,399
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	30,700	19,800
有価証券の売却及び償還による収入	25,614	27,718
有形固定資産の取得による支出	47,138	50,418
定期預金の純増減額（は増加）	1,229	3,937
その他	770	533
投資活動によるキャッシュ・フロー	51,765	39,095
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	1,489	1,855
長期借入れによる収入	5,000	16,990
長期借入金の返済による支出	5,143	4,248
社債の発行による収入	15,000	-
配当金の支払額	7,400	8,044
その他	39	380
財務活動によるキャッシュ・フロー	8,905	6,172
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,127	2,905
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	9,076	8,428
現金及び現金同等物の期首残高	169,918	123,984
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 160,841	1 115,555

【注記事項】

(会計方針の変更)

国際財務報告基準を適用している子会社は、第1四半期連結会計期間より、国際財務報告基準第16号「リース」(以下「IFRS第16号」という。)を適用しております。これにより、リースの借手は、原則として全てのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上することとしました。IFRS第16号の適用については、経過的な取り扱いに従っております。この変更による当第2四半期連結累計期間の連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

(移転価格税制に基づく過去の更正処分に対して提起した取消訴訟及びその後続事業年度に関する更正処分について)

当社は、2007年3月期から2010年3月期までの事業年度におけるポーランド子会社との取引に関し、名古屋国税局より移転価格税制に基づく更正処分を2012年3月に受け、地方税を含めた追徴税額約62億円を納付したとともに異議申し立てを行いました。その後、名古屋国税不服審判所に対し審査請求を行い、2016年6月24日に当該処分を一部取り消す旨の裁決書を受領いたしました。しかしながら、法人税額・地方税額等約1億円の還付に止まるもので、当社としては全額が取り消されるべきと考え、2016年12月20日に東京地方裁判所に対し更正処分の取消訴訟を提起いたしました。この結論を得るまでには今暫く時間を要すると考えております。

他方では、2011年3月期から2015年3月期までの事業年度のポーランド子会社との取引につきましても、上記の取消訴訟が決着に至らない状況の中で2017年6月23日に更正処分の通知を受領し、この5年間の追徴税額85億円を納付いたしました。その後、名古屋国税不服審判所に対し審査請求を行っておりましたが、2019年7月5日に当該処分を一部取り消す旨の裁決書を受領いたしました。しかし、こちらの裁決につきましても法人税額・地方税額等約4億円の還付に止まるもので、当社としては内容について慎重に検討し、処分の全部取り消しを求めて、法令に則り必要な措置を講じていく予定であります。

なお、2016年3月期以降の連結会計期間につきましては上記の経緯を踏まえ、同様の課税を受けるとした場合の税額を見積り、決算に反映しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

1. たな卸資産の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2019年9月30日)
製品及び商品	56,746 百万円	64,023 百万円
未成工事支出金	897	915
仕掛品	14,980	15,986
原材料及び貯蔵品	75,406	79,735

2. 未払法人税等

ポーランド子会社と当社の取引に関し、2017年6月23日に移転価格税制に基づく更正処分の通知を受領したため、2016年3月期から各連結会計期間について同様の課税を受けるとした場合の見積税額を含んでおります。

3. 偶発債務

当社グループは、競争状況に関して国際的な調査の対象となっております。2011年に当社の米国子会社が米国司法省より文書提出命令を受領し、当社は、自動車用触媒担体に関する当該調査に対し、2012年に独立委員会を設置するなど協力してきました。2015年9月には、当社は米国司法省との間で自動車用触媒担体の取引の一部に関して米国反トラスト法違反などがあったとして、罰金6,530万米ドルを支払うことを主な内容とする司法取引に合意し、2015年11月に全額を支払いました。また、関連する顧客とは損害賠償の交渉を行っており、一部では支払いを要するほか、民事訴訟(集団訴訟)も提起されております。

こうした進捗に鑑み、将来発生しうる損失について見積りを行い、当第2四半期連結会計期間末における見積額を「競争法関連損失引当金」として計上しておりますが、新たな事実が判明した場合には追加の損失が発生する可能性があります。なお、調査及び交渉の内容等については、当社グループの立場が不利になる可能性があるため、開示しておりません。

(四半期連結損益計算書関係)

1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
給料賃金・賞与金	10,262 百万円	9,954 百万円
賞与引当金繰入額	274	216
退職給付費用	816	644

2. 減損損失

前第2四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)

当社グループは、主に以下の資産グループについて、減損損失を計上しております。

用途	種類	場所	減損損失 (百万円)
がいし事業用資産	機械装置	中国	1,183

当社グループは、主に内部管理上採用している事業によりグルーピングを行っており、また遊休資産については個々の資産を資産グループとしております。

事業環境の悪化を受け将来事業計画を見直した結果、当初想定していた収益性が見込まれなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当該資産の回収可能額は主に正味売却価額により測定し、第三者により合理的に算定された評価額等に基づき算出しております。

当第2四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

当社グループは、主に以下の資産グループについて、減損損失を計上しております。

用途	種類	場所	減損損失 (百万円)
パッケージ事業用資産	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、 建設仮勘定等	日本及びマレーシア	1,124

当社グループは、主に内部管理上採用している事業により資産のグルーピングを行っており、また遊休資産等については個々の資産を資産グループとしております。

収益性の低下した事業用資産や遊休資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は建物及び構築物251百万円、機械装置及び運搬具166百万円、建設仮勘定411百万円、その他524百万円であります。

当該資産の回収可能価額は正味売却価額により測定し、第三者により合理的に算定された評価額等に基づき算定しております。

3. 法人税等還付税額

当第2四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

ポーランド子会社と当社との取引に関し、移転価格税制に基づく更正処分にして納付した追徴税額のうち、2019年7月5日に名古屋国税不服審判所より処分を一部取り消す旨の裁決書を受領したことに伴う還付税額等があります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
現金及び預金勘定	125,098 百万円	89,863 百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	2,157	207
有価証券勘定に含まれる譲渡性預金等	37,900	25,900
現金及び現金同等物	160,841	115,555

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2018年6月26日 定時株主総会	普通株式	7,400	23.00	2018年3月31日	2018年6月27日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2018年10月30日 取締役会	普通株式	8,044	25.00	2018年9月30日	2018年12月7日	利益剰余金

当第2四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年6月21日 定時株主総会	普通株式	8,044	25.00	2019年3月31日	2019年6月24日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年10月31日 取締役会	普通株式	8,045	25.00	2019年9月30日	2019年12月6日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント					調整額 (注)	四半期連結 損益計算書 計上額
	電力関連 事業	セラミックス 事業	エレクトロ ニクス 事業	プロセス テクノロジー 事業	計		
売上高							
外部顧客への売上高	24,177	122,628	30,257	51,100	228,163	-	228,163
セグメント間の内部売上高 又は振替高	22	2	-	1,392	1,416	1,416	-
計	24,200	122,630	30,257	52,492	229,580	1,416	228,163
セグメント利益又は損失() (営業利益又は損失())	3,119	28,860	311	9,676	35,729	4	35,733

(注) セグメント利益又は損失()の調整額4百万円は、セグメント間取引の調整であります。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「電力関連事業」セグメントにおいて、がいし事業の固定資産の減損損失を計上しております。なお、当該減損損失の計上額は、当第2四半期連結累計期間において1,183百万円であります。

当第2四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント					調整額 (注)	四半期連結 損益計算書 計上額
	電力関連 事業	セラミックス 事業	エレクトロ ニクス 事業	プロセス テクノロジー 事業	計		
売上高							
外部顧客への売上高	20,595	128,176	28,271	42,723	219,766	-	219,766
セグメント間の内部売上高 又は振替高	35	8	1	1,375	1,420	1,420	-
計	20,631	128,185	28,272	44,098	221,187	1,420	219,766
セグメント利益又は損失() (営業利益又は損失())	2,418	30,932	421	2,699	31,634	9	31,643

(注) セグメント利益又は損失()の調整額9百万円は、セグメント間取引の調整であります。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「エレクトロニクス事業」セグメントにおいて、パッケージ事業の固定資産の減損損失を計上しております。なお、当該減損損失の計上額は、当第2四半期連結累計期間において1,170百万円であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益	76.78円	66.02円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益 (百万円)	24,705	21,244
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益 (百万円)	24,705	21,244
普通株式の期中平均株式数 (千株)	321,769	321,807
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	76.66円	65.91円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額 (百万円)	-	-
普通株式増加数 (千株)	506	519
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

(自己株式の取得及び消却)

当社は、2019年10月31日開催の取締役会において、下記のとおり、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議するとともに、会社法第178条の規定に基づき、自己株式消却に係る事項を決議いたしました。

1.自己株式の取得及び消却を行う理由

資本効率向上と経営環境に応じた弾力的な資本政策を遂行するため

2.取得に係る事項の内容

- (1) 取得対象株式の種類 当社普通株式
- (2) 取得しうる株式の総数 7百万株(上限)
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合2.2%)
- (3) 株式の取得価額の総額 100億円(上限)
- (4) 取得期間 2019年11月1日から2020年2月21日まで
- (5) 取得方法 市場買付
- (6) 取得後の予定 取得する自己株式の全株を消却

3.消却に係る事項の内容

- (1) 消却する株式の種類 当社普通株式
- (2) 消却する株式の総数 上記2により取得した自己株式の全株式数
- (3) 消却予定日 2020年3月31日(予定)

(重要な子会社等の株式の売却)

当社は、2019年10月31日開催の取締役会において、メタウォーター株式会社(以下、メタウォーター)による自己株式の公開買付けに応じる旨を決議いたしました。

1.売却理由

企業価値の向上に資するため

2.売却先

メタウォーター株式会社

3.売却時期

2019年10月30日から2019年11月27日まで(公開買付期間)

4.株式を売却する子会社等の名称、事業内容及び当社との取引関係

- | | |
|----------|---------------------------------------------------------------------|
| (1) 名称 | メタウォーター株式会社 |
| (2) 事業内容 | 浄水場・下水処理場・ごみ処理施設向け設備等の設計・建設、
各種機器類の設計・製造・販売、補修工事、運転管理等の各種サービスの提供 |
| (3) 取引関係 | 一般産業用セラミックス製品・機器装置の販売等 |

5. 予定売却株式数及び予定売却価額

- | | |
|-------------|----------|
| (1) 予定売却株式数 | 2百万株 |
| (2) 予定売却価額 | 6,804百万円 |

本公開買付けにおいては、メタウォーターの買付予定株式数の上限が4.3百万株と設定されておりますが、同社の他の株主の応募状況によっては、当社が応募する2百万株すべてが買付けられることにはならない可能性があります。

なお、本件による当社の連結業績への影響は軽微であります。

6.売却後の所有割合

21.22%

上記の所有割合は本公開買付けが成立し、当社が応募するメタウォーター株式2百万株がすべて買付けられた場合の所有株式数、及び2019年9月30日時点におけるメタウォーターの発行済株式総数(自己株式を含む)に基づき算定しております。

2 【その他】

(剰余金の配当)

2019年10月31日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額・・・・・・・・・・8,045百万円

(ロ) 1株当たりの金額・・・・・・・・・・25円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日・・・・2019年12月6日

(注) 2019年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2019年11月8日

日本碍子株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水上 圭祐 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 増見 彰則 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本碍子株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(2019年7月1日から2019年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(2019年4月1日から2019年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本碍子株式会社及び連結子会社の2019年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。